2026年2月26日

２６－３０

肢ア

原告適格は，法律上保護された利益である必要がある。

一般公益に吸収されず，特定の者を保護することが法律上予定されている必要がある。

生命，身体の安全は，周辺住民の安全を保護の対象としている。

一般公益に吸収されないので，原告適格がある。

肢イ

環境は，漠然としているため，一般公益に吸収される方向になる。

したがって，法律上は，特定人の権利利益を保護していないので，原告適格は認められない。

法文上，特段の事情があれば，別。

肢ウ

生活環境に関しては，漠然としているため，一般公益に吸収される方向になる。

したがって，原告適格が認められない方向に傾く。

しかし，法律がわざわざ，医療施設等を挙げて，距離制限を指摘している。

この場合は，法律上保護された利益として医療機関を挙げている。

したがって，原告適格が認められる。

２６－３１

肢ア

自由選択主義が裁量されている（原則)。

行政庁の不服申立てと抗告訴訟を両方，選択できる。

例外は裁決主義

不服申立ての裁決の場合は，当不当の審査まで及ぶ

抗告訴訟では，違法の判断のみ

肢イ

原告としては，それぞれの違法を主張できるとする必要がある。

裁決の訴えで，取消訴訟を提起できる場合は，処分の取消事由の違法は主張できない。（行政事件訴訟法１０条２項）

裁決を求めたとしても，処分の訴えを認める必要がある。

自由選択主義を採用した以上，選択後に国民が不利になることは制度としておかしい。

併合提起について

処分庁の処分と，審査庁の処分は別々の意思決定がなされる。違法の判断対象は，それぞれ異なるため合一確定の要請はない。併合は要求されない。

肢ウ

裁決の取消の訴えをする場合は，原処分の違法を主張できる。

処分と裁決は，独立した判断ではあるが，終局的に司法判断を受ける利益を，国民に認める必要があるから。

行政事件訴訟法１０条２項は，処分の訴えと裁決の訴えが両方できる場合に，裁決の訴えで，処分の違法を理由に取消せないと規定している。

肢エ

被告は，指定確認検査機関となる。被告として訴えを認めるべき。

既判力，拘束力との関係でも，行政機関のどの機関に手続をあたえれば良いかを考えるとわかる。

２６－３２

肢ア

抗告訴訟の目的：私人の権利保護を目的（主観訴訟）

※法秩序の適法維持を目的とする（客観訴訟）

行政事件訴訟法１７条１項

権利の回復においては，共通である必要はない。（百選Ⅱ２２１　平成 12.10.13）

肢イ

関連性があることが必要である。被告だけでは，関連性を判断できない。

民事訴訟法の客観的併合（民訴１３６条）が修正されている。

肢ウ

請求の追加的併合ができる。裁決と取消の場合は，民事訴訟の場合は，途中で追加的併合ができないのが筋。

一連の関連性がある裁決，取消について訴えを認めて，原告が一回的解決を図る利益がある。また，出訴期間については，行政事件訴訟法２０条がある。

肢エ

不作為違法確認と義務付けを併合提起する必要がある。

不作為のみでは，行政裁量が残ってしまうので，実効的解決が図れない。

そこで，義務付けを併合提起して，国民の利益を図る趣旨である。

２６－３３

肢ア

公法上の地位の確認

１対象選択の適否２即時確定の必要性３方法選択の適否

①過去のため，対象選択の適否の問題で，確認の利益が否定される。

肢イ

最高裁は，他に適当な手段があるため②不適法とした。（３方法選択で切っていると思われる)。なお，原審は，肢の通り事件性が欠くとしている。（２即時確定の話)

判例は，③が適切と判断している。

②違法であることの確認と③公法上の権利があることの確認。③を適法としたのは，②法律の違法であることを確認しても，Ｘらの公法上の権利が確定しないためと考えられる。

肢ウ

選挙権は，侵害を受けた後に争うことによって，権利行使の実質を回復することができないものになる。

選挙を無効にすることはできず，やり直しができないことを言っていると理解できる。

事情判決の法理をイメージすると理解できるだろう。

２６－３４

肢ア

住民監査請求。行政庁のため，当不当の判断もできる。

肢イ

住民監査請求を経ないと住民訴訟を提起できない。

専門的な判断を裁判所が参考にして効率的な運用をする必要があり。

肢ウ

一定の期間内である必要がある。早期安定を図る必要性がある点が想起できれば十分

肢エ

住民訴訟は，当不当は無理。違法を言わなければならない。

権力分立の統治機構から見てもわかる。

裁判所は，行政裁量も尊重すべき立場である。

２６－３５

肢ア

執行停止の申立ては，本案が帰属する裁判所となる。

訴訟資料などを確認して，法律要件の該当性も判断できるからである。

肢イ

事情変更の場合は，相手方の申出より取消せる。利益状況が変わったのに，仮の義務付けてなされた処分を維持する合理的な理由はないためである。

あくまでも仮は，判決を得ては間に合わないため行われるもの。

事情が変わったのに処分を維持することはおかしい。

肢ウ

仮の差止めは，当事者のみ。

差止めも対世効がない点を考えれば，よく分かる。

対世効があるのは，取消訴訟（行訴３２条１項)。

したがって，取消訴訟を実現するための執行停止も対世効がある。(行訴３２条２項)

２６－３６

肢ア

「交通犯罪」捜査の場合は，検察官が捜査をする場合など除いては，国は国賠を負わない。

現場の警察官は，国会公務員の指揮監督下で行う以上，国も公権力の行使の主体として責任を負うべきと思える。一方で，都道府県公安委員会は，一定の事務を除き国の指揮監督を受けず，自治体警察的な性格が与えられている。

したがって，国が公権力行使として，責任を負うことは実態にそぐわない。

よって，原則，国は責任を負わないとした。

※警視正以上の判断が，実際の現場判断に影響を及ぼすことはないと思われる。

肢イ

確かに，法律上の負担を国は負っていない。したがって，費用者にあたらず国は責任を免れることはできると思える。しかし，一般国民はそんなことはわからない。

補助金の交付を国が出している事実がある以上，３条にあたるとして国の賠償も認めるべき。

国家賠償の３条は，国民が請求の相手方が不明確なため選択が困難なため，双方に責任を負わせることで困難を除去する趣旨，よって，補助金の場合も費用にあたるとする趣旨。

実際に，国から見ても，補助金は国立公園事業として一定水準に適合するべき義務を課しているのであって，この水準には，利用者の事故防止に関する費用も当然に含まれている。

肢ウ

国賠法は，個人責任は負わない。萎縮的効果が生じるため。したがって，民法７０９条の不法行為責任は負わない。もっとも，使用者責任については，規定がない。そこで，解釈の問題となる。

第１審

民法７１５条は，個人が民法７０９条の不法行為が発生することが前提。

国賠の場合は，個人が民法７０９条，不法行為を発生させない趣旨。したがって，民法７１５条も国賠の適用を認めるべき。

控訴審

個人は不法行為を認めなかったが，７１５条の使用者責任は認めた。

構成としては，個人は７０９条の責任が問われないが，７０９条の違法性はあるとしている。したがって，使用者責任は負うとしている。

最高裁

明確な理由なく，７１５条の賠償責任を負わないとしている。使用者責任を負うと，委縮的効果により公共的性質の行為ができなくなるおそれがある。

個人と使用者をわけることは，技巧的のように思われる。